

登録印紙税として、3万円分の収入印紙を貼付してください。

収入印紙
-3万円-
消印しないこと

誤登録を避けるためにも、申請書は楷書で丁寧に記入ください。登録内容に誤りがあった場合、有償での変更が必要になる場合があります。

単位会受理印

各申請書類に使用する印鑑は訂正印も含めてすべて同一のものとしてください。

様式第1号 (第2条関係)

行政書士登録申請書

平成 27 年 12 月 1 日

日本行政書士会連合会
会長

殿

氏名 **行政 太郎**



行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

属性
申請者の開業形態に該当する属性にチェックを入れて下さい。

本籍
戸籍抄本のとおりに記載してください。登録も戸籍抄本とおりになります。

住所
住民票のとおりに記載してください。登録も住民票の通りになります。

事務所所在地
申請書に記載のとおりに登録されます。住民票に記載がないビル名等も登録することが可能です。(後に追加登録する場合は有償)

試験合格以外の資格での登録の際は、
にチェックを入れ、行政書士法第2条の該当資格の号数を記入してください。

事務所の名称
「事務所の名称に関する指針」に則り、行政書士の事務所として誤認や混同が生じない名称としてください。

| | | | |
|-------------|---|---|--|
| ふりがな | ぎょうせい たらう | 性別 | <input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女 |
| 氏名 | 行政 太郎 | 生年月日 | 明・大・ 昭 ・平 50 年 2 月 22 日 |
| 属性 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人 | | |
| 本籍 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番地 | | |
| 住所 | (〒 105-0001) TEL 03 (1234) 5678 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 | |
| | 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 | | |
| 事務所の名称 | 行政書士 行政太郎事務所 ※1 (法人番号:) | | |
| 事務所の所在地 | (〒 105-0001) TEL 03 (1234) 5678 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階 | |
| | 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階 | | |
| 主たる事務所の所在地 | (〒 -) TEL () | 本欄は下段にある 2 に該当する場合のみ記入してください。 | |
| | | | |
| 格 | 行政書士試験合格 | 東京 都 道府県 | 平成 27 年度 第 1 2 3 4 号 |
| | その他資格 | <input type="checkbox"/> 行政書士法第2条第 号該当 <input type="checkbox"/> 昭和26年法律第4号附則第2項該当 | |
| 行政書士以外の類似資格 | 1. 弁護士 | 2. 弁理士 | 3. 公認会計士 |
| | 4. 税理士 | 5. 司法書士 | 6. 建築士 |
| | 7. 調査士 | 8. 社労士 | 9. 宅建士 |
| | 10. 測量士 | 11. 不動産鑑定士 | 12. 海事代理士 |
| | 13. その他 | | |
| 過去の行政書士登録 | 有 ・ 無 | 過去の特定行政書士付記 | 有 ・ 無 |

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。

※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。

注1: 未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。

注2: 現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。(2カ所に割印して提出)

日本行政書士会連合会使用欄)

| | | | |
|------|----------|-------------|------------|
| 添付書類 | 単位会会長意見書 | 資格を証する書面 | 誓約書 |
| | 戸籍抄本 | 職歴の補足資料 | 登記されていないこと |
| | 住民票 | 学歴証明書 | 法第2条の2第二、三 |
| | 履歴書 | 合同・共同事務所届出書 | 本人の写真 |

開業している他の資格があれば、で囲んでください。なお、「その他」は、「会計士補」または「測量士補」の場合に限ります。

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 決裁 | 会長 | 副会長 | 委員長 | 委員 | |
| | | | | | |
| 点検 | 局長 | 次長 | 課長 | 係長 | 課員 |
| | | | | | |

受付番号 ()